

## 規 則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十五号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
		年	月 日生
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による児童委員であることを証明する。			
		年	月 日発行
		埼玉県知事	印

（備考） 裏面には、参照条文を記載することができる。

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項並びに第9条の3第1項及び第2項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

年 月 日発行

埼玉県知事

印

（備考） 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第十一号中「隣浴」を「世帯世」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、様式第一号及び様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の児童虐待の防止等に関する法律施行細則様式第一号及び様式第二号による身分証明書は、それぞれ改正後の児童虐待の防止等に関する法律施行細則様式第一号及び様式第二号による身分証明書とみなす。